

開発許可に基づく地位の承継承認申請(第45条)の手引

(都市計画法に基づく開発行為等の規則に関する細則 第16条の2)

- ・部数は3部(正本1、副本2)作成し、**関係市町を経由のうえ**提出して下さい。
- ・手続きの委任を受けている場合は委任状の添付が必要になります。
- ・重複する図書は省略して下さい。
- ・申請者は地位の承継承認予定者になります。

申請は次の図書を提出してください。

チェック欄

(1) 開発許可承継承認申請書(第12号様式の2)

(1)

(2) 資力信用に関する書類

(2)

- ①申請者の資力*及び信用に関する申告書(第5号様式)
- ②納税証明書(法人税及び法人事業税、個人の場合は所得税及び個人事業税)
- ③法人の登記簿謄本(個人の場合は履歴書及び住民票)
- ④財務諸表(直前の事業年度のもの)
- ⑤銀行等の残高証明書または融資証明書
- ⑥宅地建物取引業の免許の写し

①

②

③

④

⑤

⑥

※申請者の資力については従前の許可時の資金計画書を主に参考にします。

(3) 工事を施行する権限を取得したことを証する書類

(3)

- ①理由書
- ②開発区域内権利者一覧表(第2号様式付表)
- ③開発行為の施行等の同意書(第2号様式)
- ④印鑑証明書
- ⑤土地等(建物)の登記簿謄本

①

②

③

④

⑤

(4) 工事の施行状況に関する書類

(4)

(申請地の現況の写真等)

(5) 誓約書(両者の印鑑証明の添付が必要です。)

(5)

承継により生じた問題については承継人(申請者)、被承継人(許可を受けた者)が互いに協力して誠意をもって対処する旨を記載し、実印を押印した連名の書面になります。

(6) 「添付図面」(従前の許可の内容変更は有り得ません。)

(6)

- ①開発区域位置図
- ②開発区域区域図
- ③公図の写し
- ④土地利用計画図

①

②

③

④

手数料(神奈川県手数料条例第2条別表 8 県土整備部関係 29)

--

同意・協議については関係市町及び当該管理者と予め必ず協議して下さい。